

## 関東運輸局プレスリリース

令和3年5月31日

関東運輸局



## 不正改造は許しません！！

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

関東運輸局では6月1日から30日までの1か月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、警察や関係機関と連携した街頭検査の実施、自動車ユーザーへの啓発活動など、不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、大気汚染や騒音など環境悪化の要因となっています。また、車検時には基準に適合していても、車検後に基準不適合の自動車部品の取付けや取外しが違法であるとの認識がないままに、不正改造を行うユーザーや事業者も見受けられます。

このため、不正改造車を排除するために、警察をはじめ関係機関と連携し、以下の取組みを実施します。なお、不正改造車の使用者には整備命令が発令され、不正改造を実施した者には6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

## ● 街頭検査の実施

違法マフラーの装着や車体外にはみ出すタイヤの装着などの不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令し、厳正に対処します。

〔不正改造車の例〕



違法マフラー(バイク)



車体外にはみ出すタイヤ

〔街頭検査の例〕



## ● 不正改造車を「しない」「させない」ための啓発活動

ユーザーや販売店等に対して、ポスターの掲示やチラシ(別紙1)の配布などを行い、不正改造の例示などにより、不正改造の抑止を図ります。

## ● 不正改造車の情報収集

運輸支局等に、相談窓口として「不正改造車・黒煙110番」(別紙2)を設置し、寄せられた情報をもとに、不正改造車・迷惑黒煙車等のユーザーに対して不正改造箇所の改善・報告を求めるハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除に向け活用します。

## 【問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部整備課 木島・母ヶ野

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

## 【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙



# このような改造は不正改造です!!

<p><b>1 基準不適合マフラーの装着/消音器の取り外し</b></p> <p>基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が著しく、公道運行的な生活環境を害かし、騒音公害の原因となります。</p>	<p><b>2 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し</b></p> <p>適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触し、ブレーキ機構など干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼす恐れがあります。</p>	<p><b>3 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け</b> (貼付状態で可視光線透過率70%未満)</p> <p>運転者席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼付することにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。</p>
<p><b>4 基準外ウイングの取付け</b></p> <p>車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。</p>	<p><b>5 灯火類の灯光の色を変更</b> クラレックス等不適切な灯火類及び回転灯等の取付け</p> <p>回転灯、方向指示器等はそれぞれ灯火類の色が定められており、その他の色を使用することは禁忌です。他の交通を妨害し、事故を誘発するおそれがあります。大変危険です。</p>	<p><b>6 A. 荷台さし栓の取付け・燃料タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取外し C. 大型後部反射鏡の取外し</b></p>
<p><b>7 前面ガラス等への装飾板の装着</b></p>	<p><b>8 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し</b></p> <p>速度抑制装置付</p>	<p><b>9 ディーゼル自動車が発出する黒煙</b></p>

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・違法車検車 連絡先

北海道運輸局 011-290-2752	中部運輸(近畿道) 052-952-8042	四国運輸局 087-802-6783
東北運輸局 022-791-7534	中部運輸(東海) 052-952-8044	九州運輸局 092-472-2537
北陸管区運輸局 025-285-9155	近畿運輸局 06-6949-6453	沖縄総合事務局 098-868-1837
関東運輸局 045-211-7254	中国運輸局 082-228-9142	

<http://www.mlit.go.jp/djido-shajido-sha/tenken-selbi/huseika/ou/h2/j1/2-3/> 運輸、スマートフォンの方はコチラへ

# 不正改造は犯罪です!!

STOP THE 不正改造

許されないぞ!

不正改造車の使用者 ▶ 整備命令の発令

不正改造を実施した者 ▶ 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

基準不適合マフラーの装着/消音器の取り外し

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け

タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し

## 不正改造車を排除する運動

運輸(国土交通省)、不正改造防止推進委員会(運輸/内閣府、警視庁、農水産省、経済産業省、環境省)協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

①-④自動車検査官等による点検、⑤-⑧自動車検査官等による点検、⑨自動車検査官等による点検、⑩自動車検査官等による点検、⑪自動車検査官等による点検、⑫自動車検査官等による点検、⑬自動車検査官等による点検、⑭自動車検査官等による点検、⑮自動車検査官等による点検、⑯自動車検査官等による点検、⑰自動車検査官等による点検、⑱自動車検査官等による点検、⑲自動車検査官等による点検、⑳自動車検査官等による点検、㉑自動車検査官等による点検、㉒自動車検査官等による点検、㉓自動車検査官等による点検、㉔自動車検査官等による点検、㉕自動車検査官等による点検、㉖自動車検査官等による点検、㉗自動車検査官等による点検、㉘自動車検査官等による点検、㉙自動車検査官等による点検、㉚自動車検査官等による点検、㉛自動車検査官等による点検、㉜自動車検査官等による点検、㉝自動車検査官等による点検、㉞自動車検査官等による点検、㉟自動車検査官等による点検、㊱自動車検査官等による点検、㊲自動車検査官等による点検、㊳自動車検査官等による点検、㊴自動車検査官等による点検、㊵自動車検査官等による点検、㊶自動車検査官等による点検、㊷自動車検査官等による点検、㊸自動車検査官等による点検、㊹自動車検査官等による点検、㊺自動車検査官等による点検、㊻自動車検査官等による点検、㊼自動車検査官等による点検、㊽自動車検査官等による点検、㊾自動車検査官等による点検、㊿自動車検査官等による点検

[www.tenken-selbi.com](http://www.tenken-selbi.com)

# 交換用マフラーは基準適合品を!

## 不正改造は犯罪です。

不正改造車の使用者 ▶ 整備命令に従わない場合には50万円以下の罰金

不正改造を実施した者 ▶ 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

国土交通省

## マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用  
※車検がない原動機付自転車(〜125cc)、軽二輪自動車(125〜250cc)にもこの基準は適用されます。

**1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止**

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等に取り付けられていないもの。

(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの

**2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用**

① 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(純正マフラー)

(例) 自動車メーカー商号、商標等

(ロ) 装置型式指定品表示(自マーク)

(例) 自

(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーを行う表示)

(例) ABC-2110090BP 確認機関の略称のサンプル例 JMCA JQR JATA JARI

(ニ) 協定規則適合品表示(Eマーク)

(例) E4

(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)

(例) E4

(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。)

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく番号又は表示は確認できません。例えば、以下のものがあります。(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

- COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)
- WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

**注意!** 平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考: 不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者 ▶ 整備命令に従わない場合には50万円以下の罰金

不正改造を実施した者 ▶ 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口「不正改造車・黒煙110番」一覧

運輸支局 担当部門	通報制度FAX送信先	迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口 「不正改造車・黒煙110番」電話番号
東京運輸支局 整備	03-3458-9783	03-3458-9231 音声ガイダンス:「4」
神奈川運輸支局 整備	045-932-3228	045-939-6803 音声ガイダンス:「4」
埼玉運輸支局 整備	048-624-1028	048-624-1835 音声ガイダンス:「2」
群馬運輸支局 整備	027-261-0032	027-263-4440 音声ガイダンス:「4」
千葉運輸支局 整備	043-244-0760	043-242-7336 音声ガイダンス:「3」
茨城運輸支局 整備	029-248-4773	029-247-5348 音声ガイダンス:「3」
栃木運輸支局 整備	028-659-2416	028-658-6123
山梨運輸支局 整備	055-263-1418	055-261-0882

※電話の受付は、平日 8:30~17:15です。(土曜・日曜・祝日・年末年始は休み)

### 【道路運送車両法抜粋】

(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

(罰則)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条、第十一条第五項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十五条第六項、第三十六条、第三十六条の二第七項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第七項、第五十八条第一項、第六十九条第二項又は第九十九条の二の規定に違反した者

以下略